

令和5年2月21日

関係各位

一般社団法人 新潟県高圧ガス保安協会  
会長 香坂昌信

**容器外面の表示の塗色に係る法令遵守について(お知らせ)**

標記のことについて、令和5年2月16日付けで新潟県防災局消防課長より別紙のとおり周知の依頼がありましたのでお知らせします。

令和 5 年 2 月 16 日

一般社団法人新潟県高圧ガス保安協会長 様

新潟県防災局消防課長

### 容器外面の表示の塗色に係る法令遵守の周知について（依頼）

日ごろ、新潟県の高圧ガス保安行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室から下記のとおり、注意喚起のメールの送付がありました。

つきましては、高圧ガスの販売事業者等、高圧ガス容器を取り扱う貴会員に対し、この事案の情報を周知くださるようお願いいたします。

#### 記

##### ・経済産業省からのメール抜粋

件名 一般継目なし容器にかかるガス名・「燃」表示の塗色誤り事案を踏まえた注意喚起について

各都道府県・指定都市高圧ガス保安担当  
産業保安監督部高圧ガス保安担当 各位

平素より、大変お世話になっております。

高圧ガス保安行政につきまして、日頃より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「高圧ガス保安法第 46 条」及び「容器保安規則第 10 条」で規定されている表示に関連して、「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）第 10 条関係」に基づく高圧ガスの名称の文字の色及びガスの性質を示す「燃」表示の塗色について、事業者において誤りがあったことに伴い、注意喚起とともに改めて関係法令全体への認識をもっていただく観点から周知いたします。

<事案の概要>

- 事業者：高圧ガスの販売事業者
- 容器の種類：一般継目なし容器
- 概要：

・高圧ガス保安法の関連法令（具体的には内規上の「容器保安規則の運用及び解釈について 第 10 条関係」に記載）に基づき、高圧ガスの名称の文字の色は赤色（可燃性ガス以外のガス、水素ガス及びアセチレンガスにあっては白色）、ガスの性質を示す文字の「燃」の文字の色は赤色（水素ガス及びアセチレンガスにあっては白色）と規定されている中、同社が取り扱う高圧ガスに応じ、本来であれば、ガス名及び性質を示す「燃」の文字色について「赤色」で表記すべきところを、「白色」として誤って表記。

対象容器：約 30,000 本（うち約 4,000 本においては正しい塗色に対応済み）

- 高圧ガス保安室の対応：

・当該事業者から高圧ガス保安室長宛に文書を提出（(1)本事案に関する容器所有者等関係者への周知徹底、(2)正しい塗色への変更、(3)該当容器の回収状況に関する高圧ガス保安室への定期報告、(4)本事案を受けた再発防止策（関係者への法令遵守に関する教育等）、の 4 点）

<関連法令>

- ・高圧ガス保安法第 46 条
- ・容器保安規則第 10 条第 1 項第 2 号
- ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）第 10 条関係

各自治体におかれましては、改めて事業者に向けて関係法令の認識及び順守に向けて周知徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

担当： 高圧ガス保安係

係長 町田

電話： 025-282-1666

Mail： [ngt130020@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt130020@pref.niigata.lg.jp)